

令和8年度

小浜市奨学生募集のご案内

小浜市大手町6番3号

TEL 0770(53)1111

小浜市教育委員会 教育総務課

内線427

～ 令和8年度の小浜市奨学生を募集します。 ～

対象者

令和8年4月に高等学校（高等専門学校を含む）・
専修学校・大学（短大を含む）に進学を希望する者

募集人数

高等学校（高等専門学校を含む）・・・若干名
専修学校・・・・・・・・・・・・・若干名
大学（短大を含む）・・・・・・・・・・若干名

奨学金貸付額

高等学校（高等専門学校を含む）・・・月額1万円
専修学校・・・・・・・・・・・・・月額2万円
大学（短大を含む）・・・・・・・・・・月額3万円

貸付年月

令和8年4月から

返済方法

修業後、6年以内に返還（無利子・無担保）
月賦・半年賦・年賦により選択

申込期限

令和8年2月6日（金）



申込先

小浜市教育委員会 教育総務課

※ その他詳細については、各学校の担当の先生にご相談ください。

令和8年度 小浜市奨学生採用募集要項

1 趣旨

学業成績・人物・健康いずれもきわめて優れているが、経済的理由により修学が困難で、本市の奨学支援が必要と認められる者に対し奨学生として採用することにより、奨学制度の本旨の徹底を期する。

2 出願資格

出願者は、小浜市内に在住する者の子弟であり、次の条件を備えているとともに、奨学支援により高等学校（高等専門学校を含む）・専修学校・大学（短大を含む）の修業を全うし得る見込がある者。

- (1) 本年4月高等学校（高等専門学校を含む）・専修学校・大学（短大を含む）に進学を希望する者。
- (2) 学業成績が優秀である者。
- (3) 家計は、奨学資金がなければ、本人の学資に不足を生じ、修学が困難と認められる者。
- (4) 学習意欲が強く、かつ根気があり、将来社会の中堅となり得る人物としてふさわしい資質を備えた者であること。
- (5) 身体強健で、修学に堪え得る見込が確実な者。

3 貸付年額

高等学校(高等専門学校を含む)	120,000円(月10,000円)
専修学校	240,000円(月20,000円)
大学(短大を含む)	360,000円(月30,000円)

※令和7年度貸付額は、貸付決定時に通知する。

4 貸付年月 令和8年4月から

5 採用予定人員 若干名

6 奨学金貸付申請書および推薦調書

- ◎ 高等学校（高等専門学校を含む）奨学生については、中学校長が第2項に規定する該当者を調査し、貸付申請書を本人に記載させるとともに、推薦調書を学校において記入し、併せて提出すること。
- ◎ 高等学校を修業して国・公・私立・専修学校に入学する生徒については、各自提出すること。
- ◎ 大学（短大を含む）奨学生は、各自提出すること。
- ◎ 保証人については、原則として、保護者と別生計の4親等以内で65歳未満の成人親族とすること。

7 提出先 小浜市教育委員会 教育総務課

8 提出期限 令和8年2月6日（金）

9 選考方法

小浜市奨学資金貸与選考委員会が提出書類および日本学生支援機構奨学金基準実施要領その他の調査参考資料に基づいて審査選考する。

小浜市奨学生としての資格取得（合格等）が分かった時点で、速やかに教育総務課の担当者に報告する。合格証（写）等、資格取得が分かる書類も提出。

10 採用

- (1) 第1学年から申込時までの全履修科目の評定の合計を全履修科目数で割った値が3.5程度の者を対象とする。

収入（日本学生支援機構奨学金収入基準）審査の結果により採用者を決定する。

専修学校・大学（短大を含む）奨学生については本人に、また、高等学校（高等専門学校を含む）奨学生については、出身中学校長を経て本人に採用通知書を交付する。

- (2) 採用通知書を受領した奨学生は、直ちに所定の誓約書を市長に提出しなければならない。

11 奨学金の交付等

採用決定後の奨学金の交付要領ならびに事務要領等については別途通知する。